

令和 8 年度第 1 回
大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 次第
(書面協議)

期間：令和 8 年 6 月 26 日(金)

～令和 8 年 6 月 30 日(火)

議 事

議案第 1 号 令和 7 年度事業報告および決算報告について

議案第 2 号 奈良交通バス路線再編に伴う一部路線の休止について

議案第 3 号 「きんぎょたくしー」にかかる国庫補助の申請について
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(フィーダー補助金))

議案第 1 号

令和 7 年度事業報告および決算報告について

このことについて、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱第 9 条および第 10 条、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規程第 9 条に基づき承認を求めるものです。

(議案説明)

事業報告書、決算書案、会計監査報告書については資料 1 をご参照ください。

なお決算書案における、予算との主な相違については以下のとおりです。

・歳入-補助金について

予算編成時に想定していなかった国庫補助金(デマンドタクシー実証運行事業にかかる補助)を申請し 8,043,765 円の交付決定を受けた一方、これにより同事業にかかる赤字額が縮小されたことから県補助金については 1,766,000 円への減額決定(当初 4,000,000 円)となったもの。

(参考)

●大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

(監査)

第 9 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

2 前項の監査委員は、会長が委員の中から指名する。

3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 10 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

●大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規程

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、設置要綱第 9 条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大和郡山市長に送付しなければならない。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 令和 7 年度事業報告

1. 地域公共交通計画の策定

- ①大和郡山市地域公共交通計画【基本方針、実施事業、評価指標】の策定
令和 7 年 7 月 28 日開催 「令和 7 年度第 2 回協議会」および、
令和 7 年 10 月 27 日開催 「令和 7 年度第 3 回協議会」にて協議、決定。

- ②デマンド実証運行
※下記別記

- ③パブリックコメント
令和 8 年 2 月 16 日～27 日実施 内 1 件を計画書に反映
※ほかに事務局および他課意見による修正計 2 件あり。

令和 6 年度に調査・分析により明らかにした当市の課題に対し、基本方針、将来像等の検討を行った。あわせてデマンドタクシーの実証運行を開始し、その進捗を参考としつつ、具体的に取り組む施策、これにより達成を目指す指標の制定を行い、計画素案とした。

2 月にはこの素案に対するパブリックコメントを実施したうえで、大和郡山市地域公共交通計画を策定したもの。

2. デマンドタクシー実証運行及び効果検証

- ①運行に関して
令和 7 年 4 月 運行事業者選定のプロポーザルを実施
令和 7 年 7 月 1 日 広報紙にパンフレットを折り込みして配布
令和 7 年 10 月 1 日 出発式の開催、運行開始
運行日数：118 日 会員数：694 人 延べ利用者：827 人(実利用者 122 人)
1 日あたり利用者数：約 7 人※1 収支率：約 2.5%※2
※1 A,B 両地区の合計 ※2 収支率の算定に、国県の補助金等は含まない。

- ②アンケートに関して
会員登録者への用紙配布・交通事業者ヒアリング・市 HP 上での意見募集で実施

結果を受けて、買い物先・病院の公共乗降所への追加。運賃の低廉化などを実施

③事業者選定に関して

運行事業者の選定にあたっては単純な価格比較ではなく、タクシー事業者としての実績や地域交通事情の把握などを総合的に評価するプロポーザル方式で行った。

結果、県タクシー協会に加盟する2社を委託先とし、7月市広報紙により広報、10月より実証運行を開始したものの。

半年間の利用実績は会員登録者数に対して低い稼働率にとどまったものの、会員へのアンケートにより、利用者の満足度は高く、未利用者も「今後利用する可能性がある」「買い物・通院に利用する」との回答が多かったことから、内容の拡充を図ったうえで令和8年度より本格運行に移行している。また福祉的な視点から運賃に関する申し入れも多くあり、民間交通事業者に理解を求めながら低廉化を行ったものの。

3. 地域公共交通総合連絡協議会の開催

令和7年度は、計5回の協議会を開催し、上記1及び2に関する協議・報告を行い、承認を得た。

上記の事業実施にあたり、国庫補助約1,193万円、県補助約477万円の補助金を得ている

会計報告書(令和7年度収支決算案)

1 歳入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差額	備 考
負 担 金	24,315,000	24,315,000	0	市負担金
補 助 金	10,890,000	16,699,765	5,809,765	国庫補助 11,933,765
				県補助 4,766,000
繰 越 金	2,212	0	-2,212	過去の預金利息 ※市監査等の指摘により繰越はしないとなった
雑 入	17,788	20,844	3,056	令和7年度預金利息
合 計	35,225,000	41,035,609	5,810,609	

2 歳出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差額	備 考
会 議 費	20,000	8,161	11,839	会議お茶代等
事 務 費	40,000	13,693	26,307	事務用品、郵送費等
事 業 費	24,255,000	23,948,320	306,680	地域公共交通計画基礎調査・実証 実験検討業務委託費 10,383,880
				デマンド交通実証運行委託費 ほか関係費用 13,564,440
償 還 金	10,890,000	10,890,000	0	国庫補助金、県補助金分の市への償還金
予 備 費	20,000	0	20,000	
合 計	35,225,000	34,860,174	364,826	

清算について

歳入決算額41,035,609円と歳出決算額34,860,174円の差額6,175,435円について
市に返還します。

会計監査報告

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会の令和7年度会計について、会計差引簿・預金通帳・および領収書等諸書類を提出の上、厳重な監査を行った結果、別紙会計報告のとおり相違ないことを認めます。

令和8年 5月 19日

監査委員 矢 邊 滋 之

会計監査報告

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会の令和7年度会計について、会計差引簿・預金通帳・および領収書等諸書類を提出の上、厳重な監査を行った結果、別紙会計報告のとおり相違ないことを認めます。

令和8年 5 月 21 日

監査委員

渡邊 英一

議案第 2 号

奈良交通バス路線再編に伴う一部路線の休止について

奈良交通株式会社が運行する路線のうち、今後予定する路線再編により一部区間が休止となることについて、同社が道路運送法第 15 条の 2 に基づく届出を行うにあたり、事前に同法施行規則第 15 条の 4 に基づき承認を求めるものです。

(議案説明)

奈良交通株式会社においては、人件費の高騰や利用者数の減少などから厳しい経営を余儀なくされており、令和 7 年 2 月開催の奈良県地域交通改善協議会において、特に赤字を抱える 7 路線について、収支均衡での運行を前提とした維持方策について協議を要請され、奈良県及び関係自治体と協議を重ねてこられました。

この中で同協議会においては、一定の収支改善を図る再編を行うとともに、奈良県をはじめ関係する市町村が支援を行うとの方針が示され、当市においても再編後の運行維持に関して必要となる支援を行っていく方針を定めたところです。

当市に関係する路線およびその再編内容については資料 2 に記載のとおりとなっており、令和 8 年 10 月 1 日付で実施される予定ですが、このうち下記区間(資料中赤矢印)については、今回の再編により他系統も含め運行する系統がなくなることから、同社が道路運送法第 15 条の 2 および同法施行規則第 15 条の 4 に基づく休止の届出を行うにあたり、当協議会の承認を求めるものです。

記

対 象 路 線 : 奈良法隆寺線

休止区間 起 点 : 奈良県大和郡山市小泉町 810 番地 先

終 点 : 奈良県大和郡山市小泉町 734 番地 先

キロ程 ; 0.8km

※同区間内にある「東和苑住宅」停留所は廃止する

(参考)

●道路運送法(抜粋)

第 15 条の 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るもの

に限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

●道路運送法施行規則

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第 15 条の 4　法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (2) 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合

R8.10～奈良交通 路線バス再編(案)

- (凡例)
- ：郡山若草台線
 - ：奈良法隆寺線
 - ：王寺シャープ線
 - ：主なバス停留所

：郡山若草台線

- ・近鉄郡山駅 → 奈良県総合医療センター
- ・奈良県総合医療センター → 近鉄郡山駅

●再編案

日中の比較的利用の少ない便を中心に3分の1を減便。

：奈良法隆寺線

- ・法隆寺前→郡山総合庁舎→春日大社本殿
- ・春日大社本殿→郡山総合庁舎→法隆寺前

●再編案

運行区間を「春日大社本殿」-「法隆寺前」から
「春日大社本殿」-「郡山総合庁舎」に変更し、平日のみの運行。

休止区間

：王寺シャープ線

- ・王寺駅→法隆寺前→国道横田→シャープ前(平日朝夜のみ)
- ・シャープ前(平日朝夜のみ)→国道横田→法隆寺前→王寺駅

●再編案

- ①平日の朝と夜のみ運行の「シャープ前～王寺駅」間の便を休止。
- ②「国道横田～王寺駅」間の運行便数を変更。

議案第 3 号

「きんぎょたくしー」にかかる国庫補助の申請について (地域公共交通確保維持改善事業費補助金(フィーダー補助金))

「きんぎょたくしー」運行事業に関し、標記国庫補助金を活用するにあたって、地域公共交通計画の別紙を次のとおり定め、他の必要書類とともに申請することについて承認を求めるものです。

(議案説明)

令和 7 年 10 月から半年間の実証運行を行った当市デマンドタクシー事業については、会員登録者へのアンケートにより、利用者の満足度が高いことや、未利用者についても今後の利用に期待ができることから、令和 8 年 4 月に「きんぎょたくしー」として本格運行に移行しました。

本事業は市内交通空白地域における公共交通網の構築に欠かせない事業であり、今後安定的に継続して実施することにより、地域住民の足として定着していくものであることから、持続可能性の確保のため、標記補助金を申請を予定しております。

この点、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 18 条にて準用される同要綱第 8 条において、当協議会での議論を経て申請書類を策定することとされているため、承認を求めるものです。

なお申請は 2 か年度分(令和 8 年度=令和 8 年 4 月 1 日～同 9 月末の運行分および、令和 9 年度=令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月末の運行分)となっており、資料 3 の 1～4 ページに補助制度の概要、5 ページに申請書類の一覧、6～26 ページに令和 8 年度の申請書類案一式、27～47 ページに令和 9 年度の申請書類案一式を添付しております。

(参考)

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(抜粋)

第 8 条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

第 2 節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(準用規定)

第 18 条 第 5 条、第 7 条第 4 項、第 8 条 (同条第 3 項第一号及び第二号を除く。) から第 10 条まで、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条までの規定は、本節において準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 6 条」とあるのは「第 16 条」と読み替えるものとする。

※抜粋

フィーダー補助金のイロハ

令和7年5月26日

関東運輸局



公共交通利用促進キャラクター
「のりたろう」

そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



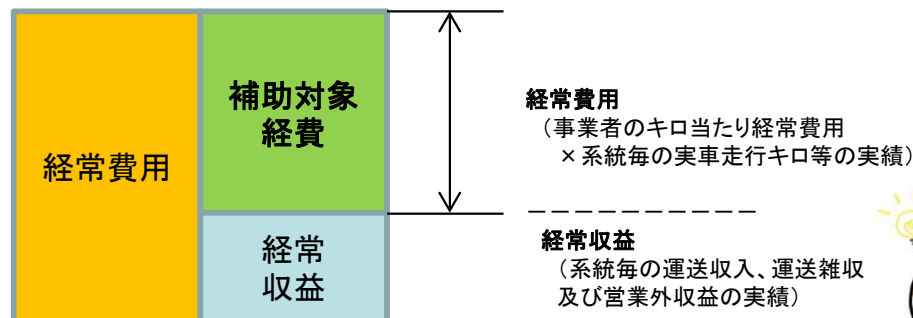
補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2

※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出

※2 通知文:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について
(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html) 参照



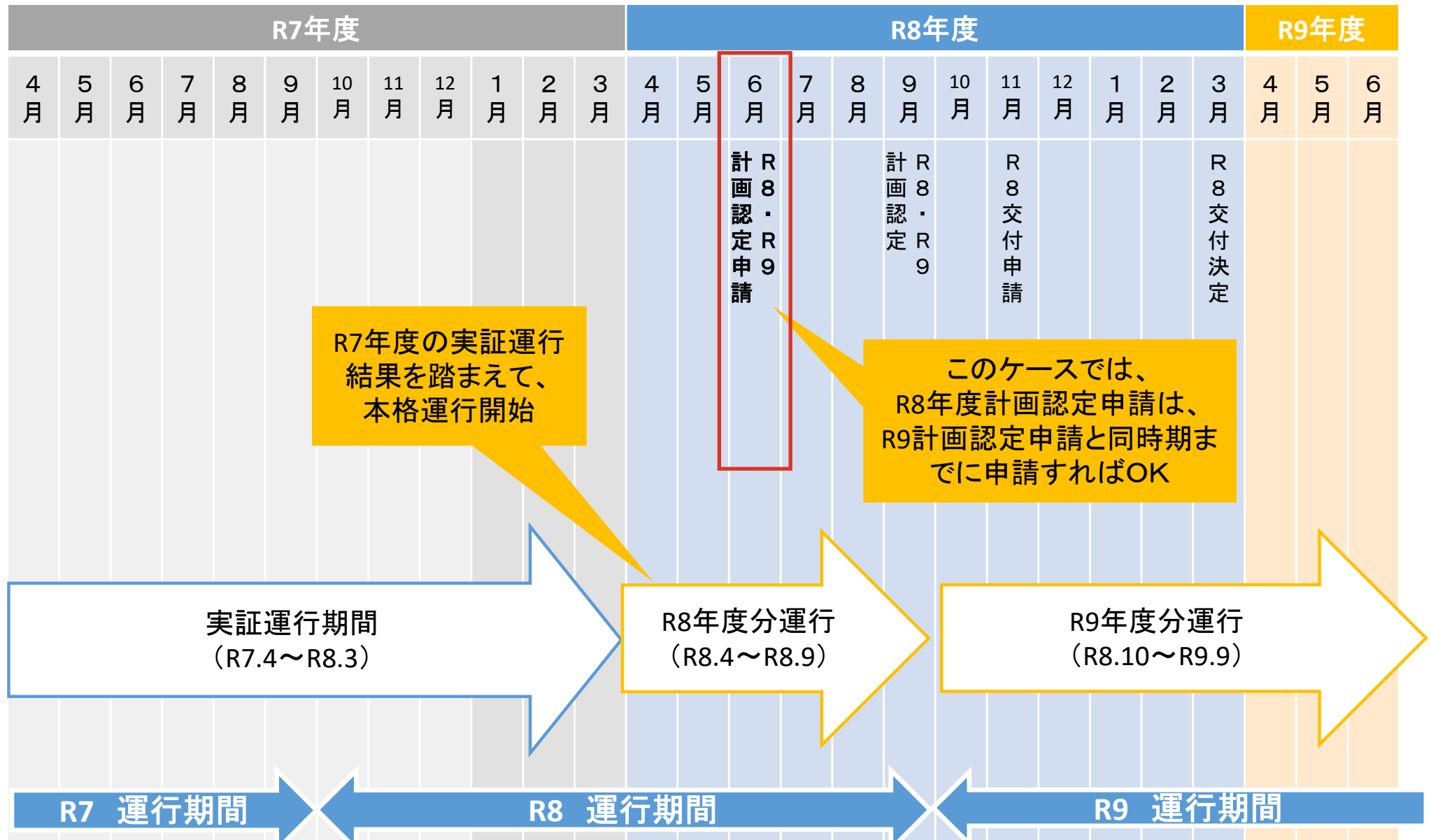
補助対象経費算定方法 イメージ



赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)

2. 年間スケジュール(計画認定～入金までの流れ)

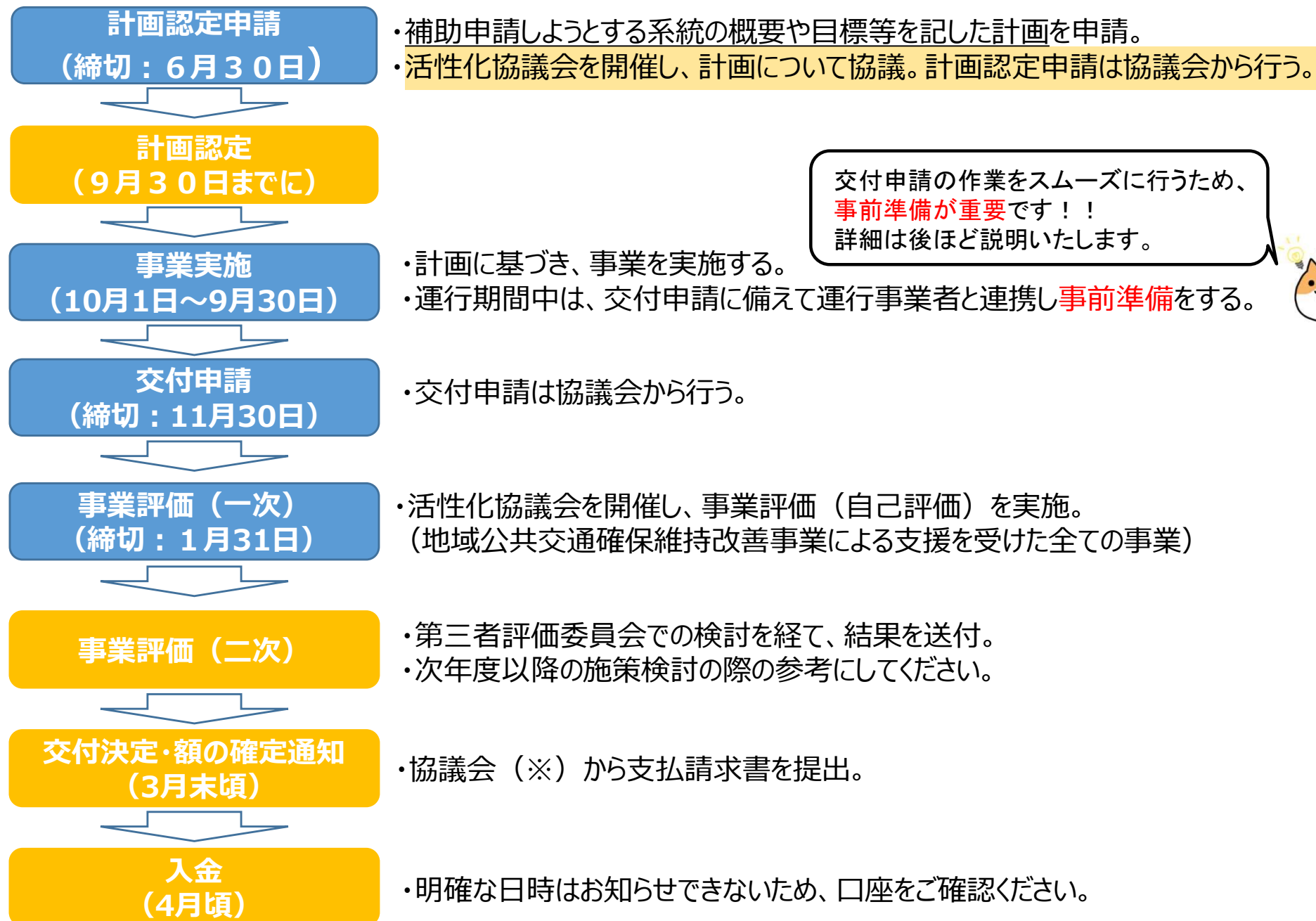
(参考：特例③の例) 地域独自の実証運行を踏まえて、令和8年4月以降に本格運行を開始する自治体
→提出期限：令和8年6月30日



2. 年間スケジュール(計画認定申請～入金までの流れ)

(3) 実施フロー

→ 青色は協議会が実施、オレンジは国が実施する項目



交付申請の作業をスムーズに行うため、
事前準備が重要です！！
詳細は後ほど説明いたします。

